

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。そのため、県、市町村及びその他防災関係機関は、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所

第2 避難路の選定基準

市町村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- 2 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
- 3 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- 4 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

市町村長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

(1) 災害の種類

- ① 洪水
- ② 崖崩れ、土石流及び地滑り
- ③ 大規模な火事
- ④ 内水氾濫・外水氾濫による浸水

(2) 指定基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等開放されること。

- ② 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ③ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りでない。
- ④ 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- ⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

2 指定に当たっての注意事項

市町村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。

3 県への通知

市町村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

4 指定の取消

市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- 3 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- 4 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理

第5 指定緊急避難場所の公表

市町村は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するようにする。

県は、市町村の指定緊急避難場所の状況把握に資するよう、確認項目を列举したリス

トを作るなどして、市町村の取組を支援する。

第6 具体的な発令基準の策定

市町村は、発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定する（平成24年11月1日現在の奈良県内市町村の策定率 水害：82.0%、土砂災害：84.8%）。

策定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月 集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）」「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月 国土交通省砂防部）」等を参考にする。

県は、全市町村の具体的な発令基準の策定に向け、必要な支援を行う。

第7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような複数の情報伝達手段の確保に努める。また、公共情報コモンズ等の県内普及に向けて、県及び市町村は一緒に検討を進める。

その際は、高齢者、障害者等への配慮が必要である。

- 1 防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機
- 2 広報車による呼びかけ
- 3 インターネット
- 4 緊急速報メール
- 5 ファクシミリ 等

第8 住民への周知及び啓発

市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。さらに、ハザードマップを作成し、浸水想定区域等、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようにする。

県は市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うなどその支援に努める。

また、市町村は災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

さらに、避難勧告等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

県も過去の災害の事例等を用いて、早めの避難の重要性や、雨の際は山や川に近づかないことを県民に対し啓発する。

第9 市町村における計画

市町村は、市町村地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を

行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- 1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準及び伝達方法
- 2 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 4 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 5 避難準備及び携帯品の制限等
- 6 その他必要な事項

第10 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。

1 学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

県及び市町村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 避難の定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

第2 指定避難所の指定

1 指定基準

市町村長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

2 指定に当たっての注意事項

市町村長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。

3 県への通知

市町村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

知事は、市町村長から指定の通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定の取消

市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 住民への周知

市町村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第3 多様な施設の利用

1 県有施設の利用

市町村は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

県は、市町村から県有施設の避難所指定について依頼があった場合は、指定避難所としての使用に協力するものとする。

2 民間施設の利用

市町村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

3 隣接市町村等における受入体制の検討

市町村は、避難所の不足に備えて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入等に関する検討を事前に行っておく。

4 その他の施設の利用

市町村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

第4 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

1 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るようにする。

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

- (1) 非常用電源、自家発電機
- (2) 衛星携帯電話等複数の通信手段
- (3) 照明設備
- (4) 食料、飲料水、生活用品
- (5) マスクや手指消毒液
- (6) 暖房器具
- (7) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (8) 簡易トイレ
- (9) パーティション 等

3 災害時要援護者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事

(3) 生理用品

(4) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

4 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取り組みを支援する。

第5 指定避難所の公表

市町村は指定避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するようにする。

県は、市町村の避難所の状況把握に資するよう、確認項目を列挙したリストを作るなどして、市町村の取組を支援する。

第6 避難所の運営

市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

1 避難所運営マニュアルの作成

市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

1. 避難所運営の基本方針
2. マニュアルの目的・構成及び使い方
3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
5. 災害時要援護者への対応
6. 女性への配慮
7. 避難所のペット対策
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式

2 住民等による避難所の運営体制の整備

市町村は、地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

3 避難所開設・運営訓練の実施

市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

県は、技術的助言など市町村の訓練の実施を支援する。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

市町村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第8 市町村における計画

市町村は市町村地域防災計画の中であらかじめ次の事項を具体的に定めるものとする。

- 1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法**
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法**
- 3 避難所等での応急教育、保育施設の開設**
- 4 その他必要事項**

第3節 災害時要援護者の安全確保計画

(防災統括室、健康福祉部)

災害時要援護者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられた。なお、平常時には支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により災害時要援護者になりうる点にも留意が必要である。県は「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に則り、市町村が地域住民や自主防災組織と協力しながら行う、災害時要援護者支援の体制整備を支援していく。

第1 全体計画の策定

市町村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画の下位計画として、全体計画を定める。なお、次の事項は地域防災計画で必ず定めなければならない。

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 名簿の更新に関する事項
- 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保

第2 避難行動要支援者名簿の整備

災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法で市町村における避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）の作成が義務づけられたことから、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域の方々の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者の方が安心して地域の方々に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、市町村は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組

指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に外部提供するものとする。

第3 個別避難支援計画の作成

個別避難支援計画（以下、「個別計画」という。）は、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載したものであるが、作成にあたっては避難行動要支援者本人も参加し、避難支援者、避難所、避難方法について確認しておくことが大切である。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市役所・町村役場の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

市町村においては、事前に把握した災害時要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第5 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも災害時要援護者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設等を「福祉避難所」として指定するように努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前協定を結んでおくことが求められる。なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、災害時要援護者に配慮したバリアフリー化や災害時要援護者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。

第6 情報伝達手段の整備

過去の災害においては、災害時要援護者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、災害時要援護者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から災害時要援護者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行ったり、日頃から通訳者の確保に努めてお

くことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。

第7 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、災害時要援護者の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災市民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体（又は関係団体）等と災害時要援護者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には災害時要援護者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

第8 災害時要援護者向け生活用品・食料等の準備

市町村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、災害時要援護者に配慮した食料品の備蓄を検討する必要がある。備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用具など災害時要援護者に必要な生活用品等についても確保を図る。但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要援護者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資が直ぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。

第4節 住宅応急対策予防計画

(まちづくり推進局)

県及び市町村は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制

県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等については市町村間の連携を県が主導して進める。

さらに、大規模災害時には近隣府県等において同等以上の被災が発生し、県内の応急仮設住宅の供給が不足する可能性も踏まえ、広域的な観点にたった実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第2 木造応急仮設住宅の供給及び整備体制等の把握

県は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅の供給が不足する可能性等も踏まえ、県産材を利用した応急仮設住宅の供給体制の構築に向けて、供給規模、供給資材、施工体制など、円滑に応急仮設住宅を供給できるよう関係者間の連携に努める。

第3 応急仮設住宅の設置

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第4 公営住宅の空家状況の把握

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第5 民間賃貸住宅等の借上げに係る連絡体制等の整備拡充

県は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する可能性等も踏まえ、民間賃貸住宅等を応急借上住宅として円滑、迅速に活用出来るよう、関係団体等との連絡体制及び運用について整備・拡充に努める。

第5節 防災教育計画

(防災統括室、教育委員会)

災害発生時における被害の軽減を図るため、県及び市町村は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

第1 学校における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

(1) 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

(2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

(3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

(4) 高等学校段階における目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。

なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

2 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方。
- (4) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方。
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方。
- (7) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解。
- (8) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力。
- (9) 災害時における心のケア。

3 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の間で共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習に関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やそ

の発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。

- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。
- (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
- (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。
- (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

4 教職員に対する防災研修

県及び市町村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第2 県民に対する防災教育

災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、県、市町村、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命

は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

- (1) 地域の災害危険箇所
- (2) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (3) 気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- (4) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準など避難に関する知識
- (5) 家庭での災害予防や安全対策（食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (6) 災害発生時の行動（家族の安否確認、情報収集等） 等

2 普及の方法

県、市町村、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (1) 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、県・市町村広報紙、インターネット等）
- (2) 講演会・講習会等の開催
- (3) パンフレット等の作成
- (4) 視聴覚教材の貸出
- (5) 県政出前トーク 等

第3 職員に対する防災教育

県、市町村、防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第4 防火管理者に対する防災教育

県及び市町村は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第6節 防災訓練計画

(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)

災害発生時において、県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

第1 訓練の考え方

県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

第2 県・市町村が実施する訓練

1 市町村

(1) 防災総合訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

(2) 各地域での防災訓練

また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われるよう努める。

「住民参加型」訓練では、災害時要援護者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

- ① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練
(災害時要援護者の避難支援訓練を含む)
- ② 避難所開設・運営訓練
(災害時要援護者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)
- ③ 安否確認訓練
(例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)
- ④ 情報収集・伝達訓練
(例：避難勧告等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する)
- ⑤ 避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等

なお、(1)と(2)を組み合わせ、同日に市町村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

2 県

(1) 防災総合訓練

県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後は各団体の創意工夫により実践的な訓練をすることが求められる。

(2) 市町村への支援

県は、市町村が実施する防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して必要な支援を行う。

- ① 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力
- ② 消防防災ヘリコプターの派遣
- ③ 避難所訓練等のモデル事業の実施
- ④ 職員による出前トークの実施 等

3 その他

県、市町村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第3 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。

また、県、市町村が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加、協力を行うこととする。

2 その他機関等の訓練

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的の実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進める。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うこととする。

第4 他府県等との合同訓練

県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」をより実効性のあるものとするため、毎年、各応援協定に基づく合同訓練を実施、又は参加する。

関西広域連合が実施する広域応援訓練にも、連携県として積極的に参加する。

第7節 自主防災組織の育成に関する計画

(安全・安心まちづくり推進課)

災害による被害を防止・軽減するには、県民一人ひとりがわがこと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

県、市町村及び各消防局（本部）は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の1以降の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

1 平常時の活動内容

- (1) 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
(例：防災新聞による避難勧告等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等)
- (2) 地域における危険箇所の把握
(例：行政が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- (3) 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
(例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等)
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難勧告等の避難情報の伝達訓練等)
- (6) 災害時要援護者の把握
(例：災害時要援護者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等)

- (9) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
(例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等)
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)
- (11) 地域全体の防災意識向上の促進
(例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

2 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 自主防災組織の規約・防災計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市町村及び消防本部（局）と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めること。

第3 育成強化対策

1 県の育成強化対策

県は、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。

- (1) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請
- (2) 自主防災組織のリーダー養成のための研修会の実施
- (3) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣
- (4) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援
- (5) 自主防災組織同士の連携の促進
- (6) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出
- (7) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 等

2 市町村及び消防本部（局）の育成強化対策

市町村及び消防本部（局）は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

- (1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
- (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
- (6) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (7) 自主防災に関する情報の提供 等

3 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施主体
- (2) 自主防災組織育成に関する計画（方針・目標・方法）
- (3) 自主防災組織への具体的支援策
- (4) その他必要な事項

第8節 企業防災の促進に関する計画

(防災統括室、産業・雇用振興部)

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）を策定する。県、市町村、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

第1 企業・事業所の役割

1 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または県、市町村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

また、事業継続計画（BCP）を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の策定だけでなく、被災

従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた研修の実施や普及啓発活動等を行う。

第3 市町村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

(消防救急課)

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

1 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

県及び市町村等は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第10節 ボランティア活動支援環境整備計画

(くらし創造部)

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会等の関係機関団体と、相互の連携を図り、支援のための環境整備に努める。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

県及び市町村は、県及び市町村社会福祉協議会等の関係機関・関係団体・ボランティアと連携して、災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、被災者（地）のニーズに即したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

第2 専門技術ボランティアの確保

県は、県ボランティア・NPO活動情報システム等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を収集し、関係課・関係機関等と協議のうえ、積極的な登録を図る。

(専門技術ボランティア)

- 1 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- 2 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- 3 砂防ボランティア
- 4 外国語通訳ボランティア
- 5 手話通訳、要約筆記ボランティア
- 6 心理カウンセラー

第3 災害時活動への迅速な対応

県及び市町村は、県及び市町村社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

(具体的な取り組み)

- 1 災害ボランティアコーディネーターの養成
- 2 ボランティアとの防災訓練の実施

第11節 まちの防災構造の強化計画

(まちづくり推進局)

まちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第1 都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

1 道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

2 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

3 河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

第2 災害に備えた計画的なまちづくり

1 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

2 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入し

ないなど防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

第3 災害に備えた取り組み

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

① 災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

- ① 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。
- ② 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。
- ③ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

(1) 建築物の不燃化対策

災害時における火災等による延焼被害を防止するため、県及び建築主事を置く市は次の建築物不燃化対策を実施する。

- ① 県及び建築主事を置く市は、防火地域・準防火地域が指定されていない市街地における延焼被害を防止するため、建築基準法に基づき屋根の性能を規定する区域の指定を行う。
- ② 県及び建築主事を置く市は、建築確認、中間・完了検査及び定期報告等の機会を捉えて、建築基準法の防火規定の遵守に係る指導を行う。

(2) 大規模建築物の適正な維持保全

災害時における火災等による大規模建築物での人的被害を防止するため、県及び建築主事を置く市は次の対策を実施する。

- ① 県及び建築主事を置く市は、百貨店、旅館等の不特定多数の者が利用する既存建築物の防災性能や避難施設等を常時適正に維持させるために、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、建築物所有者等に対して建築物の安全性確保及び施設の改善に係る指導を行う。
- ② 県及び建築主事を置く市は、大規模建築物の防災性能を向上させるために、消防部局等と連携して実施する防災査察等の機会を捉えて、建築物所有者等に対して建築物の防災性能の向上に係る指導・啓発を行う。

3 災害に強いまちづくり施策

県及び市町村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、既成市街地の避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等）の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

(3) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用

① 土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

② 市街地再開発事業の活用

地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。

(4) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

① 地方都市リノベーション事業の活用

防災機能を強化するため、上記（3）土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、小規模な事業でも対応できる地方都市リノベーション事業を活用する。

② 地域生活基盤施設事業の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域防災施設（緑地、広場等）の整備を図る。

第4 防災空間の整備拡大

県、市町村は、防災空間として、災害時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備を促進し、都市全体の安全性の向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第12節 災害に強い道づくり

(県土マネジメント部)

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。本県においては、紀伊半島全体のリダンダンシーを確保し、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害への対応力を高めるうえで極めて重要な幹線道路ネットワークである紀伊半島アンカールートをはじめ、幹線道路の整備を進めている。

道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、なら安心みちネットプランに基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

第1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。

1 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所道路が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。紀伊半島沿岸部における大震災や大規模水害等への対応力を高めるうえで、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路網として、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートの早期整備が必要である。緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。
- (2) その他の箇所については、道路ストック総点検（道路防災総点検）を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。
 - ① 道路ストック総点検（道路防災総点検）
落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。
 - ② 道路の災害補修工事
道路ストック総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成24年改訂公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。
- (2) その他の箇所については、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

3 トンネル・ロックシェットの整備

道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェットの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

4 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備を推進する。

第2 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。
- (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1 道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

2 奈良県建設業協会等の役割

奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第5 第二阪奈有料道路の災害予防対策

道路管理者である奈良県道路公社において道路災害予防計画に示した諸整備を進め、災害の発生を未然に防止するとともに、あらゆる災害に対し速やかに対処できる体制の整備を図る。

第13節 緊急輸送道路の整備計画

(県土マネジメント部、警察本部)

平成23年に発生した紀伊半島大水害等の経験から、災害の発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第1 緊急輸送道路の指定

1 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の3つに区分し、表2のとおり指定する。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（高規格幹線道路、一般国道）
- ② 災害発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路と防災拠点及び生活圏

(1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から表1の5つに区分する。

(2) 緊急輸送道路と生活圏

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、全域を3つの生活圏（大和平野地域、大和高原地域、五條・吉野地域）に区分し、相互の連携に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

第2 緊急輸送道路の整備

1 緊急輸送道路の整備方針

緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年度～平成27年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。

2 市町村道の整備

市町村は、県において指定した緊急輸送道路から各市町村の防災拠点到連絡する市町村道について計画的に整備を進める。

表1 防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点		地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			生活圏中心都市の市町村役場
			その他市町村役場
			道路管理者(土木事務所)
			交通管理者(県警)
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局
			道路管理者
			气象台
			道路公社
輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	郵便局
			鉄道会社
			放送局
		交通空間を利用した拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラクターミナル
ライフライン拠点	・日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	地方公共団体 指定公共機関 指定地方公共機関	インターチェンジ
			サービスエリア
		指定公共機関	道の駅
			鉄道駅前広場
救助活動拠点	・災害後の消化、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関	ガス
		指定地方公共機関	電気
		指定公共機関	電話
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐屯拠点	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	総合病院
		その他	広域避難地
		地方公共団体(県)	自衛隊基地
			県営競輪場
			第二浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名

機能区分	道路種別	路線名	備考
第1次	高速自動車国道	西名阪自動車道	
	その他有料道路	第二阪奈道路	
		南阪奈道路	
	一般国道(指定区間)	国道24号	
		国道24号BP(樫原BP)	
		京奈和自動車道	
		国道25号	
		国道25号(名阪国道)	
		国道163号	
		国道165号	
		国道165号BP(大和高田BP)	
	一般国道(指定区間外)	国道165号	
		国道166号	
		国道168号	
		国道169号	
		国道308号	
		国道309号	
		国道369号	
		国道370号	
	主要地方道	奈良生駒線	
		大阪生駒線	
		桜井田原本王寺線	
		御所香芝線	
		大和高田桜井線	
	一般県道	中和幹線	
第2次	一般国道(指定区間外)	国道25号	
		国道166号	
		国道168号	
		国道169号	
		国道169号(奥瀬道路)	
		国道308号	
		国道309号	
		国道310号	
		国道311号	
		国道368号	
		国道369号	
		国道370号	
		国道425号	
	主要地方道	奈良生駒線	
		笠置山添線	
		大和高田斑鳩線	
		枚方大和郡山線	
		奈良大和郡山斑鳩線	
		桜井田原本王寺線	
		桜井明日香吉野線	
		吉野東吉野線	
		下市宗松線	
		吉野室生寺針線	
		御所香芝線	
		樫原高取線	
		天理王寺線	

機能区分	道路種別	路線名	備考
第2次	主要地方道	桜井吉野線	
		奈良加茂線	
		天理環状線	
		奈良精華線	
		高野天川線	
		橋本五條線	
		奈良名張線	
		名張曽爾線	
		上野南山城線	
	一般県道	谷田奈良線	
		大和郡山広陵線	大和中央道を含む
		天理斑鳩線	
		田原本広陵線	
		御所高取線	
		河合大和高田線	
		赤滝五條線	
		生駒停車場宛木線	
		大和郡山上三橋線	
		桜井停車場線	
		多武峰見瀬線	
		御所停車場線	
		室生口大野停車場線	
		矢田寺線	
		筒井二階堂線	
		椿井王寺線	
		王寺三郷斑鳩線	
		結崎田原本線	
		大又小川線	
		大台河合線	
		上池原下桑原線	
		信貴山線	
		大和郡山環状線	
		中筋出作川合線	
		吉野川公園線	
		平畑運動公園線	
		川津高野線	
		木津横田線	
	市町村道	奈良阪南田原線	奈良市道
		登美ヶ丘中町線	奈良市道
		登美ヶ丘鹿畑線	奈良市道
		油阪芝辻線	奈良市道
		中部第639号線	奈良市道
		西大寺一条線	奈良市道
		中部第1500号線	奈良市道
		小林西線	大和郡山市道
		大和小泉駅東地内3号線	大和郡山市道
		一分乙田線	生駒市道
		乙田東山線	生駒市道
		東山支線	生駒市道
		市道536号線	天理市道
		玉立2号線	宇陀市道
		柳板大谷線	広陵町道
		吐山天理線	奈良市道
		国栖小川線	東吉野村道
		上垣内水ヶ峯線	野迫川村道

第3 緊急通行車両の事前届出

1 防災関係機関の届出

県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

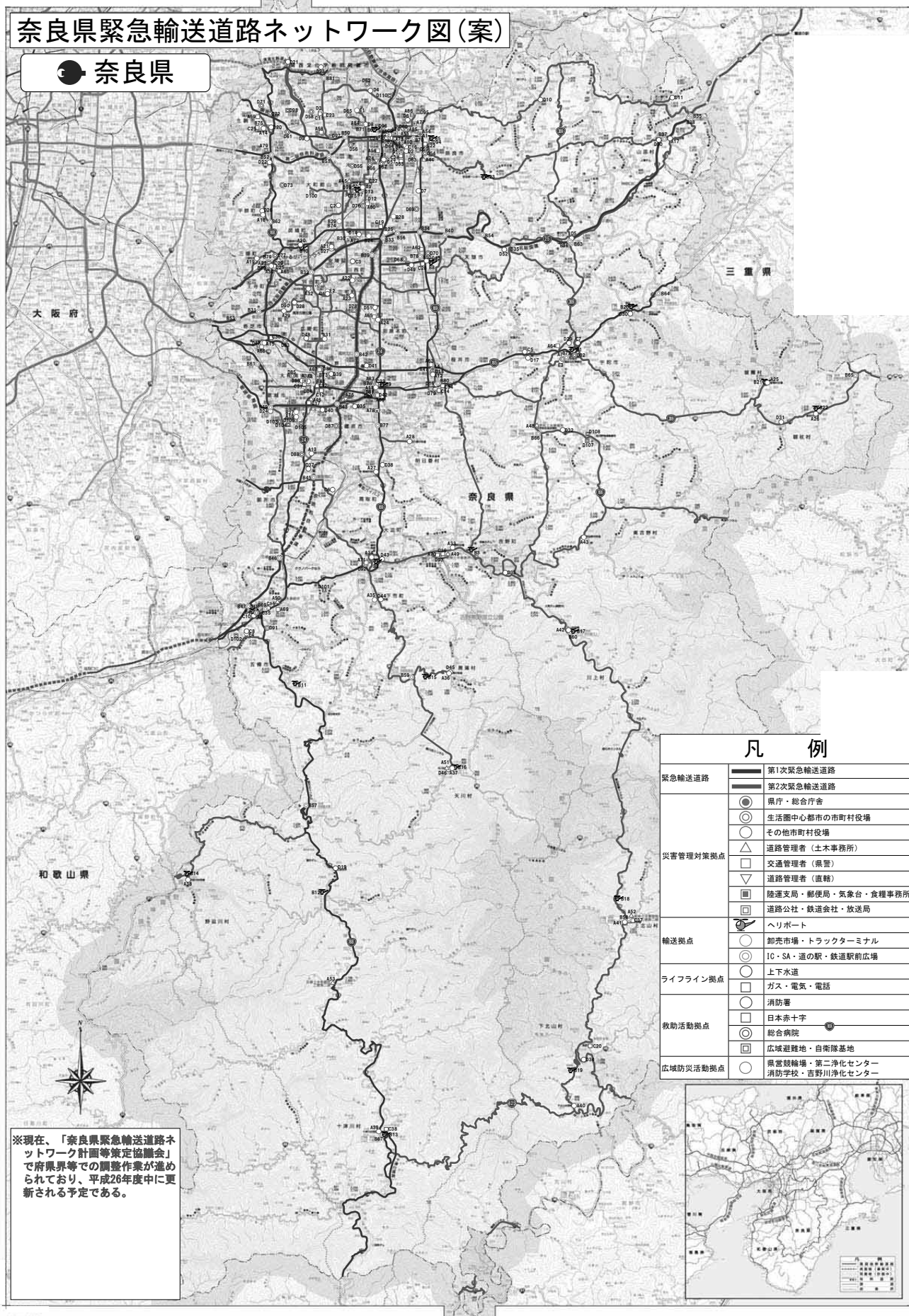
2 公安委員会の緊急通行車両事前届出済書の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済書」を交付する。

(詳細については、「第3章第20節 災害警備、交通規制計画」参照)

奈良県緊急輸送道路ネットワーク図(案)

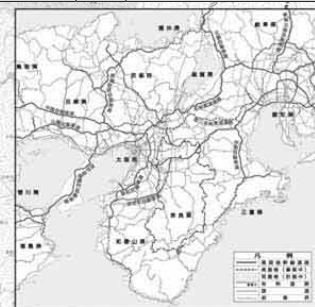
 奈良県



凡 例

緊急輸送道路		第1次緊急輸送道路
		第2次緊急輸送道路
災害管理対策拠点		県庁・総合庁舎
		生活圏中心都市の市町村役場
		その他市町村役場
		道路管理者(土木事務所)
		交通管理者(県警)
		道路管理者(直轄)
		陸運支局・郵便局・気象台・食糧事務所
輸送拠点		道路公社・鉄道会社・放送局
		ヘリポート
ライフライン拠点		卸売市場・トラックターミナル
		IC・SA・道の駅・鉄道駅前広場
		上下水道
救助活動拠点		ガス・電気・電話
		消防署
		日本赤十字
		総合病院
広域防災活動拠点		広域避難地・自衛隊基地
		県営競輪場・第二浄化センター 消防学校・吉野川浄化センター

※現在、「奈良県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」で府県界等での調査作業が進められており、平成26年度中に更新される予定である。



第14節 ライフライン施設の災害予防計画

(防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。
また、県は、ライフライン施設管理者との日頃からの連携に努め、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。

第1 水道

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。

1 水道施設の耐震化

水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

2 水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間及び隣接府県間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

4 給水データベースの整備

市町村及び県は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

5 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

市町村及び県は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道

1 下水道災害予防計画

下水道施設の設置（管理）者は異常気象に備え自家発電設備や機器の整備点検を定期的実施し、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。

定期的にマンホール等の地表よりの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

また、雨天時の流入量が増大することから不明水の究明も継続的に進める。

第3 電力（関西電力株式会社）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水害対策

① 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各水力発電所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

(ア)ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸

(イ)導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係

(ウ)護岸、水制工、山留壁

(エ)土捨場

(オ)水位計

② 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

③ 変電設備

侵入水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

① 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

② 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

③ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

④ 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

① 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(6) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

(7) 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形および地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝等の対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

4 防災業務施設および設備の整備

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設および設備

(2) 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設および設備の強化、整備を図る。

① 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

② 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備

③ 交換設備

④ IPネットワーク設備

⑤ 通信用電源設備

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震および火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設および設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

① 水防関係

- (ア)ダム管理用観測設備
- (イ)ダム操作の予備発電設備
- (ウ)防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- (エ)排水用のポンプ設備
- (オ)各種舟艇および車両等のエンジン設備
- (カ)警報用設備

② 消防関係

- (ア)消火栓、消火用屋外給水設備
 - (イ)各種消火器具および消火剤
 - (ウ)火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等
被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設および施設の整備を図る。
- ① 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
 - ② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (7) その他災害復旧用施設および設備
電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電設備等を整備しておく。

5 災害対策用資機材等の確保および整備

(1) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電

事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア)無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ)電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

(ウ)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ)浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。

(オ)屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ)電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(キ)その他事故防止のため留意すべき事項。

② PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第4 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社

NTT西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

① 電気通信設備等の高信頼化

(ア)水害対策

・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

(イ)風害対策

・暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。

- ・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(ウ) 火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

② 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とすること。
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- (ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること。
- (エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

- ① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。
- ② 県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

NTTドコモは、災害が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施するものとする。

(1) 通信設備等の防災計画

① 広域災害、停電時に人口密集地の通信を確保のため、通常の無線基地局とは別に大ゾーン方式基地局を設置する。(奈良市、大和高田市の2ヶ所)

② 県庁・市町村役場等の重要エリアをカバーする無線基地局については、エンジンによる無停電化もしくはバッテリー24時間化の停電対策を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。なお、NTTドコモとして配備する機器及び車両は次による。

- ・衛星エントランス搭載基地局車 ・移動基地局車 ・移動電源車
- ・可搬型衛星エントランス基地局 ・非常用マイクロ等

(3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、NTTドコモ関西支社内各組織、本社並びに各支仲間及びグループ会社等と迅速にかつ的確に伝達するため、その方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し維持する。

(4) 防災に関する教育、訓練

① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

② 都道府県、市町村等が主催する総合的な防災訓練に参画する。

(5) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した携帯電話を災害時優先措置するものとする。なお、県、市町村及び防災機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるようNTTドコモ関西支社奈良支店に申し出により、協議し決定するものとする。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

① 水害対策

(ア)豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

(イ)通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

② 風害対策

(ア)暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。

(イ)無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。

③ 火災対策

火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

(ア)建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに、延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。

(イ)火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

④ 地震対策

地震に備え、主要な電気通信設備等について耐震構造化を行う。

⑤ 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とすること。

⑥ 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること。

⑦ 携帯基地局に関しては停電に備え蓄電池設備を設置するものとし、重要地区にある基地局に関しては24時間以上の蓄電池能力を要するものとする。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両等を配備する。

① 移動基地局車の配備

② 移動電源車の配備

③ 仮設基地局設備の保有

(3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(4) 防災に関する教育、訓練

① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

② 都道府県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(5) 災害時優先電話

県、市町村及び各法人機関の申し出により、あらかじめ指定された携帯電話を災害時優先設定とする。

なお、県、市町村及び各法人機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるようKDDI株式会社に加入時申し込むものとする。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、SBM）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

（１）顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

- ① 停電対策
- ② 伝送路対策
- ③ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備
 - (ア) 移動電源車
 - (イ) 移動無線基地局車
 - (ウ) 可搬型無線機
- ④ 緊急時・災害時の通信網整備

（２）社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

- ① 対応マニュアルの徹底
- ② 非常時体制の確立と連絡網の整備
- ③ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備および防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材および予備備品なども確保している。

併せて、飲料水および食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

（３）防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

- ① ネットワーク障害対応訓練
- ② 安否確認訓練
- ③ 火災・地震の対応訓練

（４）応急復旧設備の配備

代替基地局設備

- ① 基地局の代替サービスエリアの確保
- ② 代替基地局の研究開発

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

1 大阪ガス株式会社

（1）防災体制の整備

保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

（2）ガス施設対策の実施

風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧器等の点検を実施する。

（3）その他防災設備

① 検知・警報設備の設置

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア ガス漏れ警報設備 イ 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備の整備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の点検整備

（4）教育訓練

社員等関係者に対する防災教育

（5）広報活動

① 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

2 大和ガス株式会社

（1）防災体制の整備

ガス保安規定に基づく「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

（2）施設対策

災害によるガス漏洩を防止するため、次のような供給施設の強化と保全を図る。

① ガス供給施設の耐震性確保

供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

② ガスの安定供給

大規模地震発生時に二次災害発生のおそれがある地域の一時的なガス供給停止と他の地域へのガス供給継続を可能にするため、導管網をブロック化するシステムを推進する。

③ 緊急用資材の確保

(3) その他防災設置

① 埋設導管で経年化をたどっているものから順次、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管および鋼管に取り替えを推進してゆく。

② 連絡・通信設備の整備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに遠隔監視・操作を行うため、連絡設備を整備する。

③ 教育訓練

(ア)災害想定訓練を繰り返し実施する。

(イ)日本ガス協会近畿部会が行う、ガス漏洩対応訓練に積極的に参加して社員のレベルアップを図る。

④ 広報活動

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

(ア)二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

(イ)被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

3 桜井ガス株式会社

(1) 防災体制の確立

保安規定に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により当社および関係工事会社の保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 設備対策

① 風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び整圧器等の点検を実施する。

② 防火管理者を選任し、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、非常用発電設備、作業以外の火気等の事項について、一定の周期をもって予防点検を実施する。

(3) その他の対策

① 検知・警報設備の設置

災害発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア ガス漏れ警報設備 イ 圧力計・流量計

② 通信施設の充実

災害発生時に通信手段を確保するため、社内無線通信網を保持し、社外との連絡体制を確保するため、衛星携帯電話を保持する。

③ 資機材の整備及び確保

(4) 教育訓練

当社および関係工事会社の従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

(5) 広報活動

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

4 五条ガス株式会社

(1) 防災体制の整備

(2) 施設対策

① 製造所・供給設備

製造設備、供給設備はガス事業法その他関連法規、基準に従って設置とともに、消防火設備、保安電力設備等を整備する。災害予防対策としては、保安規程により作成した点検基準に基づいて維持管理を行う。

② 導管及び付属施設の設置及び維持管理

(3) その他の対策

① 防災機能を盛り込んだ製造供給システムの確立

(ア)導管網のブロック化

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

(イ)通信設備関係

業務用無線、災害時優先電話、携帯電話等複数の通信手段を整備する。

(ウ)緊急資材の整備

緊急事故が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるように、緊急資材を保有しその点検を行う。

(4) 教育訓練

① 教育

従業員に対し防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急措置を重点に教育し、保安意識の向上を図る。

② 訓練

(ア)緊急事故処理訓練

(イ)非常招集訓練

(5) 広報活動の実施

5 株式会社大武

(1) 防災体制の整備

保安規定に基づき「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び整圧器等の巡視点検を実施する。

(3) その他の対策

① 検知・警報設備の設置

災害発生時において速やかな状況把握を行い所用の措置を講ずるため、必要に応じ整圧器等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備等を設置する。

② 連絡・通信設備の整備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備及び確保

(4) 教育訓練

当社および関係工事会社の従業員に対し、防災教育・訓練を実施し安全意識の向上を図る。

(5) 広報活動

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

第15節 危険物施設等災害予防計画

(消防救急課、医療政策部、産業・雇用振興部)

県、市町村及び関係団体は、危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

第1 危険物施設

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1 県、消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設の管理者が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
 - ① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - ② 自主的な防災組織の結成
 - ③ 保安教育の充実
 - ④ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2 高圧ガス・LPガス施設

県及び高圧ガス・LPガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

1 県が実施する対策

- (1) 高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに自主保安検査の励行を推進する。
- (2) 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。
- (3) 消費者保安対策の中核推進者であるLPガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。
- (4) LPガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。
- (5) 高圧ガス保安活動促進週間等において優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

2 高圧ガス事業者等が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) LPガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事象発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。
(資料編「ガス災害予防計画資料」参照)

第3 火薬類施設

1 県が実施する施策

県は公安委員会の協力の下に、「火薬類取締法」に基づき、関係者及び事業場等に対する取り締まり並びに保安指導に努める。

- (1) 煙火製造関係
 - ① 県内の煙火製造関係事業場に対し、定期保安検査及び随時立入検査を実施し、製造所及び火薬庫と保安物件に対する保安距離並びに製造施設等の基準維持、製造方法の指導監督を強化する。
 - ② 事業主及び従業者に対する保安意識の高揚を図り、製造にかかる諸基準の遵守徹底と製造技術向上のため保安講習を実施し、また自主保安教育を励行せしめることにより、自主保安体制の強化を図る。
- (2) 火薬類販売関係
 - ① 県内の火薬類販売所に対しても前記と同じく検査を実施し、火薬庫等の保安維

持と販売方法の指導監督に努める。

なお、対象となる火薬類製造業者及び販売業者は別添資料のとおりである。

- ② 前記①に準じて保安講習の実施に努め、また、自主保安教育を励行せしめて自主保安体制の強化を図る。

(3) 火薬類消費関係

消費現場の立入検査を強化し、消費する火薬類の運搬、貯蔵、保管についての管理状況を検査するとともに、消費にかかる技術上の基準遵守の徹底を指導監督する。

許認可上の重点事項は次のとおりである。

- ① 火薬庫の設置許可申請に際しては、設置場所が主な活断層や自然災害に係る危険地にかかっている場合は、事業者に対し、各種情報を提供し、設置場所の変更等を指導する。
- ② 工事用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、村落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても十分な措置をとらせる。また、予期できない自然災害に備えて、火薬類の貯蔵量は、必要最小限とし、火工品については、堅牢な容器に収納するよう事業者に対し、指導する。
- ③ 火薬類の消費許可については、当事者の安全確保と同時に付近の建物、人家並びに通行人等に対する危害予防対策を審査し、また一時的な火薬類の貯蔵、保管について管理の適正を期するための措置をとらせる。

2 施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に務める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

第4 毒物・劇物保管施設

1 県が実施する対策

- (1) 毒物・劇物営業者に当該保管施設について防災を考慮し、耐震化を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理等を指導する。
- (2) 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。
- (3) その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

2 施設管理者が実施する対策

- (1) 施設の管理・点検等の強化を図る。
- (2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。
- (3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。
- (4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

第5 放射性物質保管施設

県は、放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づき、X線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第16節 防災体制の整備計画

(防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)

県、市町村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

第1 県の活動体制

県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。

1 県庁舎等の機能強化

災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。

2 災害応急対策活動に従事する県職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する県職員の食糧、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する県職員用の物資の備蓄を推進する。

3 広域防災拠点の指定と整備

県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資搬送等の救援活動拠点としての環境整備に努めるものとする。

広域防災拠点は被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便の良い場所を指定する。指定にあたっては、復旧のための人員や物資が到達できること、大型ヘリコプター（CH-47等）離着陸場（概ね100m四方）が敷地内または隣地に確保できることを基本とする。

また、広域防災拠点の機能を補完するために民間業者との協定締結や隣地の利活用により充実を図る。

広域防災拠点に求められる機能は、以下のとおりである。

- (1) 緊急物資等の備蓄
- (2) 地域内外からの物資の集積、配送拠点
- (3) 救援、復旧活動に当たる機関の駐屯拠点

広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、他の県有、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について国、市町村の協力を得て、随時検討を進めていく。

また、広域防災拠点となった施設には、緊急物資等の備蓄を推進し、自衛隊等が駐屯可能なよう、敷地内の整備を進めることとする。

広域防災拠点指定施設

- (1) 県営競輪場
- (2) 第二浄化センター
- (3) 消防学校
- (4) 吉野川浄化センター

4 災害対応マニュアルの作成等

県の各部局（課・室）は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害対応マニュアルを作成し、職員に周知を図るものとする。特に、毎年の人事異動に伴う転入職員に対しては、その内容の周知徹底を図る。

また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。

さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、平常時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。県防災統括室は、そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

第2 市町村の活動体制

市町村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

市町村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点（「第2章第13節 緊急輸送道路の整備計画」参照）等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第3 防災関係情報の共有化

県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第17節 航空防災体制の整備計画

(消防救急課)

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。また、市町村は県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

第1 県消防防災ヘリコプターの配備

1 県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと2000」を平成12年8月に配備し、平成12年12月から運用している。

- (1) 機種 ベル式412EP型
- (2) 座席数 15席
- (3) 全備重量 5,398kg
- (4) 巡航速度 200km/h
- (5) 主要装備 テレビ映像電送装置、ビデオ録画装置、消火タンク・消火バケット（空中消火装置）、ホイスト装置（救助用吊上機）、カーゴフック（懸架装置）、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、防振カメラ

2 運航体制の整備

県は、県内消防本部から派遣された職員で構成する県防災航空隊において、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の充実を図り、迅速かつ効果的な消防防災ヘリコプターの運航体制の保持に努める。

3 協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるような密接な連絡調整を図る。

また、次のような場合の災害応急活動等に支障をきたさないよう、引き続き各関係機関との協力体制、連携強化に努める。

- (1) 本県の消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航できない時
- (2) 災害の規模が大きく、他のヘリコプターの応援が必要な時

4 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項を市町村地域防災計画においてあらかじめ定める。

- (1) 要請担当窓口
- (2) 派遣要請手続き
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- (4) その他必要な事項

第2 奈良県ヘリポートの整備

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、災害等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

1 給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が一定時間可能となる燃料を備蓄する。

2 自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。

第3 緊急ヘリポートの整備

- 1 市町村はあらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保し、市町村地域防災計画に記載する。
- 2 ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- 3 県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を調査する。
- 4 県及び市町村は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

節 1 8 節 通信体制の整備計画

(防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、防災行政無線をはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。

第1 県の情報通信施設等

1 県防災行政無線設備

(1) 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、衛星系回線と地上系回線の2ルートを組み合わせた、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成15年4月から運用している。また、衛星系回線は自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークにより、他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

(2) 災害予防計画

- ① 県は各無線局の設備及び各機器について保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。
- ② 県は機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(3) 最適化計画

平成15年度に整備した県防災行政無線は、今後設備の老朽化による障害が予想されるため、状況等を見ながら可及的速やかにデジタル化に対応した新しい設備の再整備を図る。

2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）

非常災害時緊急連絡用無線は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部室を直接結ぶ地上系無線通信網で、平成7年12月から運用している。

3 消防庁消防防災無線

県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。

4 大和路情報ハイウェイ

(1) 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安

定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時におけるバックアップ回線を平成24年7月から整備・運用している。

(2) 災害予防計画

- ① 県、市町村と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。
- ② 県は通信経路について、冗長化やループ化等による強じん化をさらに検討する。

5 衛星インターネット通信

県南部山間の出先機関に対しては、大和路情報ハイウェイが被災し通信が断絶した場合でも最低限必要となる通信手段を確保するため、衛星インターネットを平成24年8月より運用している。

第2 市町村防災行政無線設備

1 現況

市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。平成25年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内35市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J－A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）は全市町村で整備済みである。

(1) 同報系無線

屋外拡声器や家庭内の戸別受信機により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。

(2) 移動系無線

災害現場から市町村役場までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による地域住民への情報伝達にも活用される。

2 災害予防計画

- (1) 市町村は各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。
- (2) 市町村は自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。
- (3) 市町村は機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

3 整備計画

- (1) 未整備の市町村にあつては、同報系、移動系各デジタル無線網等の導入整備に努める。
- (2) 整備済みの市町村にあつては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。
- (3) 市町村は住民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。
- (4) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

第3 電信電話設備（災害時優先電話）

N T T西日本は県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようN T T西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。

第4 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等の放送施設は、施設の耐震性強化、非常用放送設備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的実施する。

第5 その他の通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第6 非常通信体制の充実強化

県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

県、市町村及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第7 通信訓練

県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第8 緊急速報メール

市町村は住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第9 公共情報コモンズ

災害発生時における住民への情報伝達手段として、公共情報コモンズ等の県内普及に向けて、県及び市町村は一緒に検討を進める。

第10 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合

に備えて、県及び市町村は孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

1 衛星携帯電話

市町村は避難所の機能強化の為に県の助成措置などを活用して、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

2 市町村防災行政無線

市町村は避難所等と双方向の通話が可能な市町村防災行政無線の整備に努める。

第19節 孤立集落対策

(防災統括室)

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

県及び市町村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担

1 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくこと。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）。

2 市町村

民間通信インフラがつかない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

市町村は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることへの備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。

また、市町村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

3 県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は、市町村が作成した孤立可能性のある集落を表示した地図を収集、把握し臨時ヘリポートが災害時に活用できるよう確認を行う。

第20節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、地域振興部、くらし創造部）

県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 人的支援体制の整備

- 1 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- 3 県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。

第2 被災者受入体制の整備

- 1 大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を市町村と連携して進める。
- 2 大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第3 広域防災体制の確立

県は、広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討を行うとともに、災害への備えとして、市町村、住民及び関係機関と連携して陸上自衛隊駐屯地の県内誘致活動を進める。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第10節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第21節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、地域振興部、くらし創造部）

県内において災害が発生し、県または被災市町村では救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- 1 市町村及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村で「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくものとする。
- 3 県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておくものとする。

第2 応援受入体制の整備

- 1 市町村及び県は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。
- 2 市町村及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第3 広域防災体制の確立

県は、広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討を行うとともに、災害への備えとして、市町村、住民及び関係機関と連携して陸上自衛隊駐屯地の県内誘致活動を進める。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第10節ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第22節 医療計画

(医療政策部)

災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助ける。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

災害は、自然災害と人為的な要因による人為災害に大別され、いずれも被災区域が広域的なもの（広域災害）と、局地的な範囲に留まるもの（局地災害）がある。また、被災・被害の程度は、発生場所、発生時刻、発生時期により大きく異なることから、災害発生時に提供すべき医療は、時間の経過に伴い刻々と変化する。

特に一般的に急性期とされる災害発生後48時間は、被災地へ重点的に医療資源を投入することにより救命医療を行うとともに、重症傷病者は被災地外に搬送し、「助けられる命を一人でも多く助ける」ことが必要となる。

また、急性期以降は、避難所等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

そのため、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

第1 医療救護体制の整備

1 市町村

- (1) 市町村は、地区医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。
- (2) 市町村は、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

2 県

- (1) 県は、災害拠点病院等（県立医大、県立病院、市町村立病院等）において、医療救護班を編成するとともに、医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。
- (2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の医療救護活動についての協定を締結する。
- (3) 県医療救護班の編成は、医師1～2名、看護師2名、事務1名を標準とし、必要に応じて増員する。
- (4) 県歯科医療救護班は歯科医師1名、歯科衛生士2名、補助者1名を標準とする。
- (5) 医療救護活動を円滑に行うため、市町村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県

支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。

3 県保健所

- (1) 県保健所は、初動体制を確立するため、被災状況等地域保健ニーズ等情報収集を行うために、先遣隊を派遣するなど地区踏査に努める。
- (2) 県保健所は、医療救護活動に必要となる管内の医療機関の被災状況及び救護所等の医療ニーズについて、情報の収集、整理を行う。
- (3) 県保健所は、管内の地区医師会、歯科医師会、医療関係機関及び市町村等との連絡体制（地域災害医療対策会議）の整備を図る。
- (4) 県保健所は、感染症対策、防疫対策、食中毒対策等の拠点としての整備を図る。
- (5) 県保健所は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防のため、防疫用品等の備蓄を図る。
- (6) 県保健所は、重症難病患者（長期療養児を含む）の安否確認等の情報把握に努める。

4 DMAT（災害緊急医療チーム）の整備【県・災害拠点病院】

- (1) DMATは、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では12チーム編成されている。
- (2) 県は、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、全ての災害拠点病院におけるDMATの複数整備を促進する。

5 災害拠点病院の整備【県・災害拠点病院】

- (1) 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受け入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。
- (2) 県では、各保健医療圏で中心的役割を担う地域災害拠点病院として6病院を、災害医療の中心的役割を担い、地域災害拠点病院の機能強化、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として、県立医科大学附属病院を指定している。
- (3) 県は、全ての災害拠点病院において、DMATの複数保有、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図る。

(H25.7.1 現在)

区 分	災害拠点病院名		DMAT整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	県立奈良病院	2
		市立奈良病院	2
	東和保健医療圏	済生会中和病院	1
	西和保健医療圏	近畿大学医学部奈良病院	1
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	1
	南和保健医療圏	県立五條病院	1

6 災害対応マニュアルの整備【医療機関】

医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応、傷病者の受入体制、医療救護班の派遣方法等を記した災害対応マニュアルの作成を図る。

7 傷病者、医療救護スタッフの搬送体制の確保【県・消防機関等】

県は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、消防機関等と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図る。

第2 災害時における連絡体制の構築

1 広域災害・救急医療情報システムの整備【県・関係機関】

県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を相互に収集・提供する奈良県広域災害・救急医療情報システムを運用し、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）とも関係している。

- （1）県は、災害時の円滑なシステム運用を図るため定期的に訓練を実施する。
- （2）関係機関は、災害時の受入情報の入力等、システムを運用するための体制整備に努める。

2 防災無線・衛星携帯電話等の通信手段の整備【県・関係機関】

県は、保健所、医大・県立病院等に設置される防災行政無線や、災害拠点病院等が保有する衛星携帯電話、関係機関の緊急連絡網（奈良県DMA T運用マニュアル等）等、医療情報の収集、伝達手段の確保を図る。

3 緊急走行車両の整備【県・関係機関】

県は、災害時の電気通信回線途絶時における情報収集伝達手段を確保するため、保健所等関係施設に自転車、バイク、その他緊急走行車両を緊急時に配備できるよう努める。

第3 広域医療体制の確立

1 広域搬送体制の構築【県・消防機関・災害拠点病院】

- （1）被災地域外の災害拠点病院等の医療機関や、県外へ重傷患者を搬送するため、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）及び和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）と共同運航しているドクターヘリや三重県ドクターヘリとの連携体制を確立するとともに、県防災ヘリの活用を図る。また、県独自のドクターヘリ導入に向けた検討を行う。
- （2）災害拠点病院において、被災地域からの傷病者の直接受入が可能なヘリポートの整備を促進する。
- （3）県は、広域搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）の設置に必要な体制を整備する。

2 広域医療体制の構築【近畿府県】

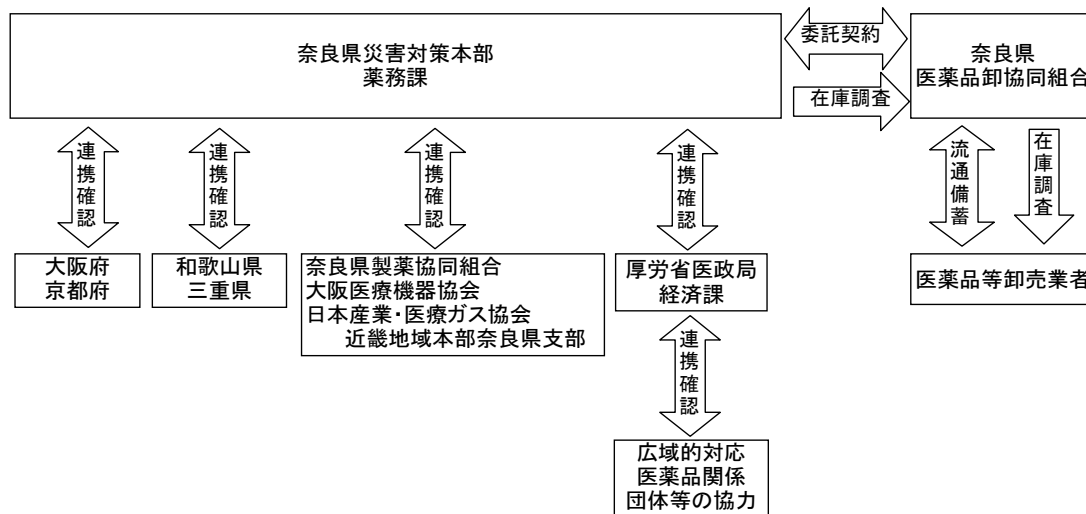
県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」や「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」等を締結している近畿府県との定期的な情報交換に努める。

第4 医薬品等の確保（協定、流通備蓄）

1 災害に備えた事前対策【県・関係機関】

災害時1～3日間において、医療救護班が行う医療救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

また、関係団体の協力を得て医薬品等の在庫調査を行うとともに、災害用医薬品、医療機器、医療用ガス及び血液製剤等を迅速に供給するために体制整備を図る。



2 災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル

(1) 医薬品の確保【県・関係機関】

発災後3日間に必要な医薬品は、奈良県医薬品卸協同組合との間で毎年委託契約を締結し流通備蓄を行う。災害時に必要な医薬品の在庫調査は、年2回行う。また、奈良県製薬協同組合との「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」（以下、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等」という。）に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医薬品の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(2) 医療機器・医療ガス等の確保【県・関係機関】

発災後3日間に必要な医療機器及び医療用ガスは、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、前述の応援要請に加えて、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医療機器等の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(3) 血液製剤の確保【奈良県赤十字血液センター】

奈良県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の確保に努める。

第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）【県】

県は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

(1) 初動及び支援体制の早期確立

県は災害時に保健師や管理栄養士・歯科衛生士等を派遣するにあたり、組織の指示命令系統が明確で初動・支援体制が早期に確立できるよう調整する。

(2) 情報の集約と提供の確保

県は、市町村関係機関・関係団体間における情報伝達体系を整備した上で情報を集約し速やかに提供できるルートを確認するとともに、関係者間に周知徹底する。

(3) 災害時要援護者への対応

県は、災害時要援護者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

(4) 人材育成等

県は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、災害時要援護者の支援に必要となる人材の確保に努める。

第6 在宅難病患者対策（長期療養児含）【県】

県は、在宅難病患者に対する災害時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。

1 在宅難病患者の療養状況の把握と情報の共有

- (1) 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- (2) 災害時の連絡方法の確保
- (3) 災害時個別支援計画の作成
- (4) 患者・家族の同意に基づいた市町村や関係機関への患者情報の提供

2 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- (1) 難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備
- (2) 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立
- (3) 保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

第7 精神障害者対策、メンタルヘルス対策（こころのケアチームの整備）【県】

県は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、あらかじめ精神障害者の受療状況及び医療機関の稼働状況を把握する。

県は、迅速かつ適切なこころのケアに関する行動指針として、「災害時こころのケア活動マニュアル」（仮称）を作成し、マニュアルに基づき対応する。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する相談体制「こころのケアチーム」を確立するとともに、精神医療従事者や保健所等の専門職員に対する教育研修体制の充実に努める。

第8 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保【県・医療機関】

被災時にも医療機能の提供を可能とするため、災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化を促進するとともに自家発電設備等の整備に努める。

第23節 防疫予防計画

(医療政策部)

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

第1 防疫実施組織の設置

県及び市町村は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、次の班等を編成する。

1 市町村（防疫班）

市町村は、防疫実施のため、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

2 保健所（疫学調査班）

保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成する。

3 県（防疫班）

県（医療政策部）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

第2 防疫計画の策定

保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。

第4 職員の訓練

県及び市町村は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第24節 火葬場等の確保計画

(くらし創造部)

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

第1 火葬データベースの整理

県及び市町村は、火葬の受入れ体制等を把握し、火葬データとして整理する。

第2 応援協力体制の確立

1 葬祭業者等との連携

県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会と協定を締結し、連携・協力体制を整備する。

2 近隣府県等との連携

県及び市町村は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第25節 廃棄物処理計画

(景観・環境局)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、県、市町村が実施する対策について定める。

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

1 市町村

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県、市町村の連携による処理体制の構築に努める。

2 県

国が東日本大震災の経験を踏まえ策定する「災害廃棄物対策指針」も活用し、この防災計画に掲げる事項について広域処理の観点から、さらに実用的な「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定する。

また、同処理計画を奈良モデル（県・市町村連携）で推進することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場配置計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

第2 相互支援体制の構築

1 市町村

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

2 県

相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とするとともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

- （1）支援可能な処理内容、規模
- （2）提供可能な資機材等
- （3）職員派遣の可否（人数）

(4) 組織、連絡体制

(5) 支援にあたっての課題等

また、府県間の相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会、奈良県解体工事業協会と締結（平成21年8月25日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1 市町村

(1) 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

(2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

2 県

市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

第26節 食料、生活必需品の確保計画

(防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部)

災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

第1 県、市町村、住民の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

(ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法)

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 市町村の役割

市町村は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達

県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

1 市町村の物資調達

市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的

方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2 県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

県民による食料等の備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、市町村及び県は積極的に災害時の物資確保に努める。

市町村及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第27節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

第1 基本計画

1 保存整備事業の推進

県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。

2 管理状況の把握

県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

3 所有者・管理者への指導・助言

県は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言をおこなう。

4 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

県は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を進め、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。

5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備。破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能

維持に努める。

また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指導助言を行う。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進。

3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火 災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納

2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落 雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏 電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 虫 害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞
7. 全 般	(全般)	1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

第28節 総合的な水害防止対策

(県土マネジメント部)

治水安全度の向上を図るため、国・県・市町村等が連携しながら、従来の河道を改修する治水対策に加え、ため池利用や雨水貯留施設等を整備する流域対策も含めた総合的な対策の推進を図る。

第1 水系毎の総合的な対策の推進

本県の一級河川は、大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系にかかる358河川が指定されており、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地設置などによる流出抑制に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携し、総合的な対策の推進を図る。

第2 大和川水系対策

奈良盆地を流れる大和川は放射状に河川が集まり、狭窄部の亀の瀬を抜け、大阪に流れる。支川が合流する地域で多くの浸水被害が発生しており、市街地が多い奈良盆地では、河川改修や遊水地整備などの治水対策だけでは、洪水を防ぐことが困難であり、昭和58年に国・県・流域24市町村からなる大和川流域総合治水対策協議会を設立し、流域全体で水害に強いまちづくりを行う大和川流域総合治水対策に取り組んでいる。

1 治水対策

河川整備計画に基づき、国および県は、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間について計画的に河道改修を進めている。また、国においては、大和川の中流部において遊水地の整備を計画している。

2 流域対策

開発によって低下した奈良盆地の保水機能を回復し、雨水が河川に一気に流れ出すことを押さえることを目的とした流域対策に重点的に取り組んでいる。大和川流域では、ため池の保全やため池の治水利用、雨水貯留浸透施設整備を推進するとともに、土地利用規制を行っており、3,000㎡以上の開発行為に対して防災調整池の設置を求めている。

3 新たな流域対策の創出

ため池の治水利用については、関係者の同意が困難であるなど様々な事情により、近年、進捗が伸び悩んでいることから、水田貯留など新たな流域対策についても検討を進めている。

第3 紀の川水系対策

紀の川（以下：吉野川）は、全国有数の多雨地帯である大台ヶ原を源流とし、奈良県

中部と和歌山県北部を貫流し、和歌山市に流れる。昭和34年9月の伊勢湾台風による大規模な洪水で河川の流下断面不足や流木による流下阻害等により甚大な浸水被害が発生した。洪水から貴重な生命財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう整備を図る。流域内の堤防の新設や河道掘削などを実施するとともに、流域内の洪水調節施設（大滝ダム）により洪水調節を行う。

1 治水対策

吉野川では、伊勢湾台風による洪水による家屋の浸水被害等を解消することを目的として、流下能力が不足している箇所において、川沿いの土地利用を踏まえ、築堤等を実施する。大滝ダムの操作については、下流の河道整備状況に応じて、洪水時の最大放流量を順次変更する。

2 流域対策

開発行為等（1ha以上）による貯留施設の設置

第4 新宮川水系対策

熊野川は、天川村を上流とし、大小の支川を合わせながら南流し、北山川と合流し、熊野灘に流れている。日本有数の多雨地帯に位置し、洪水が発生しやすい地域特性を有している。

1 治水対策

平成23年9月の台風12号の未曾有の豪雨により起こった紀伊半島大水害では、大規模な土砂崩壊、洪水によって広域で甚大な被害が発生した。河道内には、大規模崩壊による土砂が堆積し、河道の復旧のため、堆積土砂の撤去を行っている。今後は崩壊斜面から河川への土砂流出防止が重要となる。またこの流域には、11基の利水ダムが存在しており、複数の管理者が個々の管理をしている。洪水対策のためには、利水ダムの治水利用とダム間の連携が必要となる。国と三県（奈良県・三重県・和歌山県）、沿川市町村、ダム管理者で設立した熊野川の総合的治水対策協議会において、連携を強化し、熊野川の一貫した総合的な治水対策の検討を進めている。

2 流域対策

開発行為等（1ha以上）による貯留施設の設置

第5 淀川水系対策

淀川は、大小支川を琵琶湖に集め、桂川や木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ大阪湾に流れる。県内では淀川の支川である木津川とその支川の名張川へ合流している。県内の淀川流域で大きな被災として昭和34年9月の伊勢湾台風による洪水により、浸水被害が発生した。洪水氾濫などによる災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるような川づくりに取り組む。

1 治水対策

県内の淀川流域では、洪水被害の防止や軽減、また、順次河川改修を進めてきた。特に河道の流下能力が不足しているため、洪水による浸水被害が発生している。特に宇陀市域での宇陀川（室生ダムに合流）、町並川（宇陀川の支川）及び、生駒市域での山田川（木津川に合流）において河川改修を進める。市街地が進んで比較的資産が集中した地

域において、河道断面が小さく、浸水被害が発生している箇所では優先的に整備を行う。

2 流域対策

開発行為等（1 h a 以上）による貯留施設の設置

第29節 ダムの管理・運用

(県土マネジメント部)

ダムについての日常的な定期点検や洪水時の放流情報等の住民への周知により、洪水時に備えるとともに、浸水被害を防止するためのより効果的な運用についても検討を進める。

第1 定期的な点検、操作確認

ダムの設置者は、河川法の定めるところにより、流水の貯留及び放流の方法、放流の際にとるべき措置、洪水に対する措置等ダムの規程を定め、災害の防止に万全を期する。

ダムの点検については、各ダムにおいて定められている点検整備基準等に基づき、日常の点検を行う必要があるが、出水期に向けては管理運転等も伴う詳細な点検を実施し出水に備える。

また、ダム本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下する恐れのあるものや機能の維持に支障があると認められた場合は、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。

第2 警報区間、放流情報の周知

ダムの管理者は、ダムから放流によって流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合における関係機関への通知やサイレン・スピーカー等による一般への周知にかかる措置について、放流警報区間や放流情報の内容など、放流連絡会等を通じて平時から一般への周知を図る。

ダム放流連絡系統は奈良県水防計画による。

第3 適切なダム治水操作の検討

1 大滝ダムのより効果的な操作の検討（紀の川水系）

奈良県は、ダム管理者である近畿地方整備局とともに、気象庁など関係機関の協力を得て、流域の雨量、水位、流量を継続的に観測するとともに、その結果をもとに降雨の状況と洪水の危険性の因果関係を科学的に分析し、洪水時の効果的なダム操作に役立てる検討を行う。また、洪水予想時の事前放流と他ダムとの治水連携についても検討を行う。

2 利水ダムの治水運用の検討（新宮川水系）

新宮川水系において設置されている利水ダムについて、平成23年9月の台風12号の出水状況を勘案し、ダムの事前放流やダム間連携操作などダム下流への放流量の低減に向けた治水運用改善について、ダム管理者を交えて検討を進める。

第30節 水害への備え

(県土マネジメント部)

水害による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の公表など水防法に基づく水害対策、水防訓練等を行い、住民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を積極的に図っていく。

第1 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

1 浸水想定区域の指定・公表

水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

2 浸水想定区域における避難確保措置

市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

3 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

（1）地下街等の避難確保計画、浸水防止計画の作成等

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

（2）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配

慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

(3) 大規模工場等の浸水防止計画の作成等

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

4 住民への周知

市町村は、浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

第2 水防訓練、避難訓練の実施

指定水防管理団体（水防上公共の安全に重大な関係のある市町村を奈良県知事が指定したもの）は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体（市町村）においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。

第3 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供、(4) 水防に関する調査研究、(5) 水防に関する知識の普及、啓発、など業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

第31節 風害予防計画

(防災統括室、農林部)

台風等に対しては、気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。
また、今後国等から示される施策をもとに、竜巻等突風対策について検討を進める。

第1 風害の予防対策

公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工事用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

第2 農作物、林産物の防災対策

県は、適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化を図る。

第3 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備について強風時においては予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートを選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずる。（関西電力の防災対策については、「第2章第14節 ライフライン施設の災害予防計画」第3参照）

第4 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な整備更新を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。（電信電話施設の防災対策については、「第2章第14節 ライフライン施設の災害予防計画」第4参照）

第32節 総合的な土砂災害防止対策

(県土マネジメント部)

危険な箇所の区域指定や住民の迅速な避難を促す情報伝達などのソフト施策の充実を最優先で取り組むとともに、より積極的に土砂災害警戒区域等の指定を図る。また、地域の防災体制の充実を支援する取り組みを進める。土砂災害対策のハード施策については、上記のソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

第1 奈良県土砂災害対策基本方針に基づく対策の推進

奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、ソフト施策とハード施策の取り組みを推進する。

第2 土砂災害に関するソフト施策

土砂災害に対する防災対策を進めるに当たっては、行政と住民が常に情報を共有し、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。そのため、市町村及び住民に対して土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒情報の発表、雨量情報等の提供、市町村の警戒避難体制を支援するシステム整備等のソフト対策を推進していく。

また、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域等を指定することで危険な区域を明らかにし、警戒避難体制の整備促進を図る。さらに、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限、建築構造規制、移転等の勧告と移転を行う者への支援等を実施していく。

1 土砂災害危険箇所の周知と防災意識の啓発

土砂災害は突発的に発生するため、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要である。そのためには県及び市町村は、土砂災害危険箇所（土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）の周知を行うとともに、また土砂災害防止に関する知識の周知、防災意識の普及に努める。

2 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

県は土砂災害防止法に基づき、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域等について、市町村長の意見を聞いたうえで、土砂災害警戒区域に指定する。また、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域等について、市町村長の意見を聞いたうえで、土砂災害特別警戒区域に指定する。

市町村は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について定め、住民に周知を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設等を建築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、知事は移転等の勧告を行うことができる。また勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合において、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。

3 土砂災害警戒情報の発表

県及び奈良地方気象台は、大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村長が避難勧告の発令基準として活用する等、災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

4 警戒避難体制の整備

市町村は土砂災害防止法に基づき、住民が安全で円滑な避難ができるように、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画において定めるものとする。

県は市町村が行う避難計画の策定や土砂災害ハザードマップ等の作成を支援するために、基礎調査をもとに作成した土砂災害警戒マップを市町村に提供する。

5 警戒避難体制の周知

市町村は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月 国土交通省砂防部）等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について市町村地域防災計画に記載することにより住民に対し周知するように努めるものとする。県は市町村における警戒避難体制の充実が図られるように助言を行う。

（1）情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

（2）土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知。

（3）避難勧告等の発令基準

迅速かつ的確な避難勧告等が行えるように、気象や災害の状況に合わせて適切に避難勧告等の発令判断ができるよう、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合」に基づき、具体的な発令基準を作成する。また、地域ごとの前兆現象等の情報を加えて実地的なものとする。

なお、天候が回復しても、避難勧告の解除にあたっては土壌雨量指数が十分に低下したことや、前兆現象がないことを確認することとする。

（4）避難単位の設定

避難勧告等の発令単位として、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動を取るべき避難単位。

（5）避難所の開設、運営

避難所の開設、運営体制、避難所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して安全な避難

所。

(6) 災害時要援護者への支援

災害時要援護者関連施設、在宅の災害時要援護者に対する情報の伝達体制や災害時要援護者情報の共有方法。

(7) 防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

6 災害時要援護者に対する防災体制の確立

災害時要援護者は、自力で避難することが一般的に困難であることから、早めの避難が必要となる。市町村は土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難に関する情報などを、災害時要援護者関連施設や在宅災害時要援護者に提供するための情報の伝達方法を定めるとともに警戒避難体制の確立を支援する。県は市町村に対し必要な情報を提供するなど、土砂災害に対する市町村の警戒避難体制の整備を支援する。

第3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施

土砂災害対策のハード施策については、崩落やその兆候が見られる箇所については、最優先で対応する。さらに、情報伝達などのソフト対策との連携を重視した以下の優先度に基づき、計画的なハード施策を重点的に実施し、総合的な土砂災害対策を図る。

- 1 崩落やその兆候が見られる箇所を最優先で対策を実施。
- 2 適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携をより重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している災害時要援護者関連施設を守る対策を先行的に実施。
- 3 2以外の避難所や災害時要援護者関連施設については、市町村の地域防災計画との連携を図りハード施策に取り組む。

第33節 大規模土砂災害防止対策

(県土マネジメント部)

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊による甚大な被害の経験を踏まえ、大規模土砂災害防止対策を推進する。

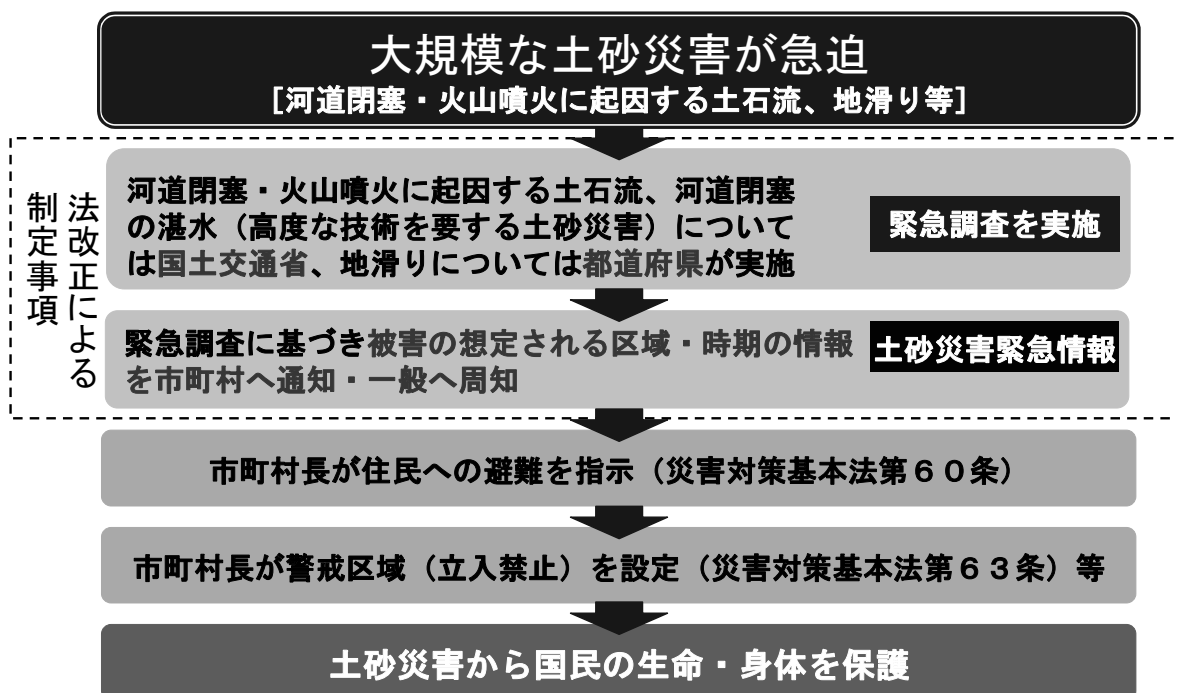
第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備

紀伊半島大水害では多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法（平成23年5月改正）に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。

このように大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行える

よう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとなる。さらに、土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第29条）により、国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することになる。

大規模土砂災害に備えるため、県では土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに、国、市町村と連携して情報伝達体制等の構築に努める。



土砂災害防止法の一部改正に基づく国による緊急調査の実施

第2 紀伊半島大水害復旧・復興計画における取り組み成果の活用

県では、紀伊半島大水害復旧・復興計画における取り組み成果を有効に活用し、今後の大規模土砂災害に備えるため、安全・安心のためのシステムづくりに努める。

1 深層崩壊のメカニズムに関する調査・研究の推進

県では、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所において、現地調査を行い、深層崩壊が発生しやすい斜面の評価につながる情報を収集する。また、調査を踏まえ、市町村、地元住民にとって監視・警戒・避難の基礎となるマップ（深層崩壊マップ）を作成する。さらに紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所や「深層崩壊のメカニズム解明に関する現状報告」などの調査・研究結果を大規模土砂災害アーカイブとして保存し、災害経験を風化させず、災害の伝承活動に役立てる。

2 監視・警戒・避難のシステムづくり

大規模な土砂災害では、河道閉塞による湛水や決壊などによる2次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害よりも的確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。そのため、県は市町村と連携し、以下の内容について検討を行い、自助・公助・共助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。併せて、国土交通省が整備した大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を国、県、市町村の間で整備する。

[避難行動]

- ・どのタイミングでどこに逃げるか。
- ・避難のきっかけとなる情報の内容や伝達方法。
- ・地域ごとの分かりやすい避難指標の設定。

[避難所・避難路]

- ・より安全な避難路・避難所はどこか。

[深層崩壊・河道閉塞]

- ・実態把握の方法、被害規模と避難の猶予時間の想定。

[自助・共助・公助の連携による防災・減災]

- ・自主防災組織の活動支援。
- ・自主防災組織と行政の役割分担。

第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所の対応

紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、国土交通省（紀伊山地砂防事務所）が対策工事を実施している赤谷（五條市）、栗平地区・長殿地区（十津川村）の3地区については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残置されている。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等の提供体制を整備する。

第34節 砂防設備計画

(県土マネジメント部)

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

本県の地質と地形の特質のため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生産された土砂礫は勾配の急な谷筋に多量に推積され、豪雨に際して下流に流出し河川及び耕地に氾濫浸水等の治水上甚大な被害を与えている。

また、集中豪雨による土石流被害も懸念され、これらの災害を予防するため砂防設備の整備促進を図る。

第1 砂防指定地（法規制区域）

砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。(平成25年9月30日現在440箇所)

第2 土石流危険溪流

土石流危険溪流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生の危険性がある溪流であり、該当する溪流は県内で3, 136溪流となっている。(資料編「土石流危険溪流」参照)

第3 計画的な砂防事業の実施

砂防指定地及び土石流危険溪流を主対象とする。

土石流対策としては、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、崩落やその兆候が見られる箇所について砂防指定地を指定し、最優先で砂防えん堤工、溪流保全工等の対策を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している災害時要援護者関連施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

第4 関係機関

砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。

第35節 地すべり防止施設計画

(県土マネジメント部)

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

地すべりによる被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に地すべり防止施設の整備促進を図る。

第1 地すべり防止区域（法規制区域）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。（平成25年9月30日現在51箇所）

第2 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は、平成8年10月4日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調査要領」により空中写真判読及び既存記録等から抽出し、該当する箇所は県内に106箇所となっている。（資料編「地すべり危険箇所」参照）

第3 計画的な地すべり対策事業の実施

県は当該市町村の協力を得て、逐次地すべり地区における地すべり状況の把握に努め、又巡察を行い当面危険の発見に努めるものとする。

地すべり対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、地すべりやその兆候が見られる箇所については地すべり防止区域を指定し、最優先で排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している災害時要援護者関連施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

第36節 急傾斜地崩壊防止施設計画

(県土マネジメント部)

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

急傾斜地におけるがけ崩れ災害から住民の生命を保護し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に急傾斜地崩壊防止施設の整備促進を図る。

第1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。（平成25年9月30日現在481箇所）

第2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所であり、該当する箇所は県内に4,944箇所となっている。（資料編「Ⅱの8の（5）急傾斜地崩壊危険箇所」参照）

第3 計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施

急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を主対象とする。

急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、崩落やその兆候が見られる箇所については急傾斜地崩壊危険区域を指定し、最優先で擁壁工、法面工等の対策を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している災害時要援護者関連施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

第37節 山地災害予防計画

(農林部)

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全施策のひとつである治山事業等を実施し、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

第1 森林管理・環境保全

本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は271千haで森林面積の95%にあたっている。

平成24年度当初における民有林人工林面積は168,125haで間伐等の森林面積を必要とする人工林が民有林人工林面積の74%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。

そこで、健全な森林育成を図るために、森林整備等により積極的に森林保全に努める。

また、根系が伸長・発達することで土砂の崩壊を防止する効果や崩壊土砂の落下や土石流の流下を樹幹で減衰・停止させる効果をできるだけ発揮できるような「災害に強い森林づくり」に取り組むこととする。

第2 森林整備保全

県民生活に欠くことのできない森林の公益的機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されるものである。奈良県の森林は南部・東部にその多くを占め、南部地域においては、急峻な地形や脆弱な地質であるうえに多雨な気象条件の地域であり、一方、東部地域は比較的降水量が少なく緩やかな地形であるように、各地域において地形・地質・気候条件等の多様性をみることができる。森林の地形等により災害の起こりやすさは変わるものの、森林の荒廃によって災害を引き起こすことのないように努める必要がある。

このため、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図るとともに、森林の育成段階に応じた保育、間伐等の施業を実施して森林の整備及び保全を進めることにより、森林に対する現在の県民の期待に応えるとともに、これを将来世代に健全な形で引き継いでいくこととする。

また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画アクション・プランにおいて治山事業の推進が掲げられている。

これらに基づき、県においても、荒廃山地の復旧工事、流域を単位とする防災対策、水源山地の森林整備及び保安林整備等の治山事業を実施している。

第3 保安林の配備

流域における森林に関する自然的条件、社会・経済的背景及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、地域森林計画に基づき保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて保安林の指定施業要件を見直しする等、山地保全と森林の総合的な機能の維持増進を図ることとする。

第4 山地災害危険地区の周知

山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。

山地災害危険地区については位置図を作成し市町村を通じて周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努めることとする。

第38節 ため池災害予防計画

(農林部)

ため池施設の被害を防止するための予防対策について定める。

第1 現況

本県には、約5,800余箇所の農業用ため池があり、そのうち受益面積が2ha以上のため池が約1,500余箇所ある。これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。

大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の浸食や漏水等の老朽化が進んでいるため池について、毎年市町村等からの申請に基づき整備を実施しているが、なお数百箇所の要整備箇所が残っている。

第2 計画方針

大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

1 ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池及び、下流域に家屋が密集している等、防災上整備の必要なため池について、市町村等からの申請に基づき、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を行う。

2 ため池の防災・減災対策の実施

(1) ため池防災対策等推進事業の実施

堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等、ため池防災対策等推進事業を進める市町村等に対して支援を行う。

(2) 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。

(資料編「ため池要整備箇所」参照)

第39節 宅地等災害予防計画

(まちづくり推進局)

豪雨による宅地災害の発生を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

第1 宅地の安全性の向上

1 宅地の安全性

県及び市町村は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

なお、がけ地近接危険住宅については、第3の「2 がけ地近接危険住宅移転」による。

2 宅地防災パトロール

梅雨期及び台風期には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

第2 二次災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定士の養成

県は、二次災害を防止する目的で、被災宅地の被害の程度を調査し危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を100人以上確保するよう養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

2 実施体制の整備

県及び市町村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

3 宅地危険度判定制度の普及・啓発

県及び市町村は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第3 災害危険住宅の移転計画

1 集団移転

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、市町村が制定実施を行う集団移転促進事業計画に対し、国は補助金の交付等の援助等を行い、県はこの対策が促進するよう指導を行う。

2 がけ地近接危険住宅移転

市町村は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行う。

第40節 火災予防計画

(消防救急課)

県及び市町村等は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火防止・初期消火力の向上や消防力の向上を図る。

第1 出火防止・初期消火

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、県及び市町村等は次の対策を実施する。

- 1 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)並びに「消防水利の規準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- 1 県は、消防設備強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業及び市町村消防設備整備費補助事業等の助成制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対策を推進する。
- 2 市町村は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層、女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
- 3 市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- 4 市町村は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第4 1 節 林野火災予防計画

(消防救急課、農林部)

県の8割が森林で覆われている本県においては、林野火災の予防対策の推進が非常に重要な課題である。国、県、市町村、森林組合及び林野の所有（管理）者等は、平時から、次に掲げる事項を中心に、林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

第1 林野火災に強い地域づくり

1 林道、森林の整備

林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用または単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

2 監視体制の強化

市町村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

3 林野所有（管理）者等への指導

(1) 防火線、防火樹帯の整備

市町村は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

(2) 防火用水の確保

市町村は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(3) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、市町村長の許可がなければできない。市町村長は、許可条件等について事前に防機関及び森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

(4) 火の使用制限

市町村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報

発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

(5) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

4 防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

(1) 公衆に対する啓発活動

① 広報宣伝の充実

県、市町村、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

② 学校教育による防火思想の普及

県、市町村、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、県・市町村教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

① 地域での指導・啓発

市町村及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

② 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

第2 活動体制の整備

県、市町村及び消防機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1 消防体制の整備

市町村及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

2 広域相互応援体制の整備

県、市町村及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

3 消防資機材の整備

県、市町村及び消防機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

4 消防水利の確保

市町村及び消防機関は防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム等

水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

5 航空消火体制の整備

県は、林野火災発生時に消防防災ヘリコプターによる空中消火体制を確立するため、消防防災ヘリコプターに及び消火資機材の整備、人員の訓練、運用方法の研究等体制の充実を図る。また、他の都道府県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの応援出動のための協力体制の強化に努める。

6 計画

空中消火を含めた林野火災対策については、市町村地域防災計画及び消防計画において定める。

7 林野火災消火訓練の実施

県、市町村、消防機関、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防衛技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第42節 原子力災害予防計画

(防災統括室、関係部局)

本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

第1 原子力発電所事故対策

1 概要

本県に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所、大飯発電所であり、両者とも県境から約88kmの位置にある。次に近い原子力発電所は美浜発電所で、県境から約108kmの位置にある。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害の被害の防止に万全を期すため、国、福井県、警察本部、市町村、原子力事業者（電力事業者等）、報道機関等との間において、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。県、市町村、警察本部等は、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県、市町村は、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者（電力事業者等）は、原子力発電所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されるなど、原子力災害を把握した場合は、奈良県に対し、速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平時から、空間放射線量率の連続測定及び環境試料中の核種分析等を実施し、県内の環境を把握するとともに、原子力災害の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

(2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

県は、国と平時から緊密な連携を図り、原子力災害の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング機材の整備

県は、平時及び緊急時の環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、可搬型計測用機器、環境試料分析装置等の設備・機器を整備・維持する。

(4) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

5 その他の対策

国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や予防対策の体制のあり方等について検討していく。

6 県外からの避難者の受入れ

県、市町村は、福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者を受け入れる。

そのため、県は、原発立地県等から避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、市町村に協力を求め、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討、調整を行う。

市町村は、県から、または原発立地市町村等から直接、避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。

第2 その他の原子力事業所の事故への対策

1 本県が関係するその他原子力事業所

(1) 概要

原子力事業者は、主務省令で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るため必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を策定又は修正しようとするときは、あらかじめ当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に加え、当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する都道府県の知事（関係周辺都道府県知事）に協議しなければならない（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第7条第2項）。

本県において、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は下表のとおりである。

原子力事業所及び 原子炉の名称	原子炉の 熱出力	所在地	原災法上の位置づけ	E P Z※
学校法人 近畿大学 近畿大学原子力研究所 近畿大学原子炉 (UTR-KINKI)	1 W	大阪府東大阪市小 若江 3・4-1	原災法第2条第3項 ロ（試験研究用原子炉 の設置許可を受けた 者）	原子炉か ら概ね半 径 50m の 地域

※E P Z…防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）

(2) 原子力防災専門官との連携

近畿大学原子力研究所に関しては、防災に関する情報の収集及び連絡、連絡等防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の活用、周辺住民に対する情報伝達等について、平常時より原子力防災専門官との連携を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平時から、空間放射線量率の連続測定及び環境試料中の核種分析等を実施し、県内の環境を把握するとともに、原子力災害の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

(2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

県は、国と平時から緊密な連携を図り、原子力災害の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング機材の整備

県は、平時及び緊急時の環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、可搬型計測用機器、環境試料分析装置等の設備・機器を整備・維持する。

(4) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

第43節 鉄道災害予防計画

(防災統括室、鉄道会社)

鉄道会社は、列車運転の安全確保のための路線施設等の状況を把握し、施設の安全な維持管理に努めるとともに、各種災害に対応出来るよう整備しておくものとする。

第1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

1 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- (1) 橋梁の維持、補修及び改良強化
- (2) 河川改良に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- (10) その他防災上必要なもの

2 実施計画

- (1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

- (2) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第2 近畿日本鉄道株式会社

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

1 防災施設の維持管理計画

- (1) 橋梁の維持補修並びに管理強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁管理

- (3) 法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化
- (4) トンネルの維持、補修並びに管理強化
- (5) 建物等の維持補修並びに管理強化
- (6) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (7) 電線路支持物の維持補修並びに管理強化
- (8) その他防災上必要な設備管理

2 災害警備体制の確立

- (1) 気象観測機器の整備
- (2) 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- (3) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底

3 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

4 防災訓練の実施